

利用者負担についての お知らせ

～必ずお読みください～

□お問い合わせ先□
岡山市岡山っ子育成局
保育・幼児教育部就園管理課（保育事務センター）
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
TEL: 保育事務センター (086) 226-0201
(月～金(祝日除く) 9:00～17:00)
就園管理課 (086) 803-1431、1432
(月～金(祝日除く) 8:30～17:15)

～平成 30 年度後期利用者負担額の注意点～

道府県から政令指定都市への事務移譲に伴い、政令指定都市のみ、平成 30 年度から市県民税所得割の標準税率が変更されました（市民税：6%→8%、県民税：4%→2%）。この変更により、政令指定都市において市民税所得割が課税されている場合は、税率 8% の税額になっているところですが、利用者負担額の算定基礎となる市民税所得割については、従前の 6%（※）で算出した額を用いることとされています。したがって、利用者負担額決定兼納入通知における「市町村民税所得割」は 8% ではなく 6% の額を表記しています。（※名古屋のみ 5.7%）

☆1 「利用者負担額軽減申出書」の提出が必要 です ※以下に該当する世帯の方のみ

＜対象世帯＞ ①ひとり親世帯（事実婚を除く）、②在宅障害児(者)が居る世帯、③生活困窮世帯等市長が認めた世帯

		2・3号認定（保育利用）のみ対象			
階層区分	B階層	C階層1	C階層2	C階層3	C階層4 からC階層6 の一部(所得割の額が 77,101 円未満)
軽減後の金額	0 円	裏面の負担額表の金額から 1,000 円を差し引いた額の 2 分の 1 の額			裏面の負担額表の () 内の額 ※ただし、3 歳未満児は 9,000 円が上限 3 歳以上児は 6,000 円が上限

なお、同一生計のお子さんが 2 人以上いる世帯の場合は、お子さんの年齢にかかわらず年齢の高い順から第 1 子と考え、認定を受けたお子さんが第 2 子以降に当たる場合にはそのお子さんの利用者負担は 0 円となります。

【必要な添付書類】ひとり親世帯・・・児童扶養手当証書（写）もしくは、ひとり親医療受給者証（写）
（上記どちらも受給されていない方はお問い合わせください。）

在宅障害児（者）のいる世帯・・・手帳[身体・療育・精神]（写）

※岡山市に住所（住民票）がある方で、マイナンバー届出用紙をご提出の場合は、上記添付書類については不要です。

※申出書の提出は年度ごとに必要です。なお、年度をさかのぼっての申請はできませんのでご注意ください。

☆2 多子軽減の取扱いについて

(1) 教育利用（幼稚園・認定こども園）

小学校 3 年生以下のお子さんから第 1 子と数えます。

第 2 子…裏面の利用者負担額表の () 内の金額

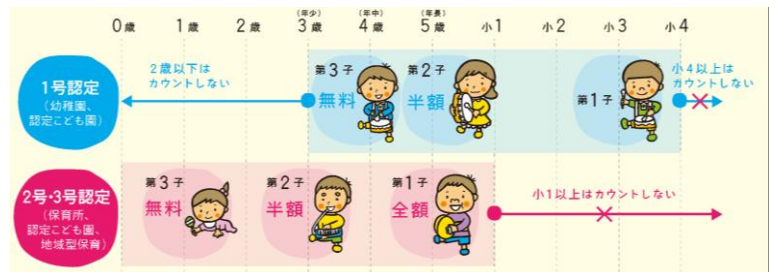
第 3 子以降…0 円

(2) 保育利用（保育園・認定こども園・地域型保育事業）

小学校就学前のお子さんから第 1 子と数えます。

第 2 子…裏面の利用者負担額表の () 内の金額

第 3 子以降…0 円



※小学校就学前のお子さんについては、教育又は保育施設等に通っている場合のみカウントの対象となります。（内閣府 HP より）

(3) ただし、以下の場合には、お子さんの年齢にかかわらず年齢の高い順から第 1 子と数えます。

①同一生計のお子さんが 2 人以上おり下表の階層区分

に該当する世帯

		2・3号認定（保育利用）のみ			
	B階層	C階層1	C階層2	C階層3	C階層4
第 2 子	0 円	裏面の利用者負担額表の () 内の金額			
第 3 子以降	0 円				



※生活保護世帯や、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は、第 1 子から無料です。（注 ①）市町村民税非課税世帯の場合は、第 2 子から無料です。

（内閣府 HP より）

②同一生計のお子さんが 3 人以上おり、C階層 5 からC階層 15 に該当する世帯

保育施設等を利用しているお子さんが第 3 子以降かつ 3 歳未満児（平成 30 年 3 月 31 日時点での満年齢）の場合は、裏面の利用者負担額表の金額の半額（() 内の額も含む）

※1 同一世帯に、教育または保育施設等に通うお子さんのほかに、私立幼稚園（あけぼの幼稚園除く）に通園または児童発達支援等を利用しているお子さんがいる場合は、申出書が必要となることがあります。詳しくはお問い合わせください。

※2 同一生計のお子さんで住民票が分かれている場合は、「別世帯で同一生計の子どもに関する申告書」をご提出ください。

（裏面に続きます）

平成30年度利用者負担額表（後期分）

（単位：円）

階層区分	1号認定 （授業料/利用料）		2号・3号認定（保育料/利用料）						
	市町村民税 課税額	市町村民税 課税額	保育標準時間			保育短時間			
			3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児	
A（生活保護受給世帯等）	0		0	0	0	0	0	0	
B（市町村民税非課税世帯（※））	3,000 (0)		4,000 (0)	3,500 (0)	3,500 (0)	4,000 (0)	3,500 (0)	3,500 (0)	
C （市町村 民税課 税世帯）	1	所得割額 77,101円未満 6,300 (3,150)	均等割のみ 課税	9,000 (4,500)	7,000 (3,500)	7,000 (3,500)	8,800 (4,400)	6,800 (3,400)	6,800 (3,400)
	2	所得割額 211,201円未満 7,300 (3,650)	所得割額 10,800円未満	10,000 (5,000)	8,000 (4,000)	8,000 (4,000)	9,800 (4,900)	7,800 (3,900)	7,800 (3,900)
	3	所得割額 211,201円以上 8,300 (4,150)	48,600円未満	12,000 (6,000)	10,000 (5,000)	10,000 (5,000)	11,700 (5,850)	9,800 (4,900)	9,800 (4,900)
	4		57,700円未満	14,000 (7,000)	12,000 (6,000)	12,000 (6,000)	13,700 (6,850)	11,700 (5,850)	11,700 (5,850)
	5		65,000円未満	16,000 (8,000)	14,000 (7,000)	14,000 (7,000)	15,600 (7,800)	13,700 (6,850)	13,700 (6,850)
	6		77,101円未満	20,000 (10,000)	18,000 (9,000)	18,000 (9,000)	19,500 (9,750)	17,600 (8,800)	17,600 (8,800)
	7		81,000円未満	20,000 (10,000)	18,000 (9,000)	18,000 (9,000)	19,500 (9,750)	17,600 (8,800)	17,600 (8,800)
	8		97,000円未満	24,000 (12,000)	22,000 (11,000)	22,000 (11,000)	23,500 (11,750)	21,500 (10,750)	21,500 (10,750)
	9		121,000円未満	28,000 (14,000)	25,000 (12,500)	24,000 (12,000)	27,400 (13,700)	24,500 (12,250)	23,500 (11,750)
	10		145,000円未満	32,000 (16,000)	28,000 (14,000)	26,000 (13,000)	31,300 (15,650)	27,400 (13,700)	25,500 (12,750)
	11		169,000円未満	36,000 (18,000)	31,000 (15,500)	27,000 (13,500)	35,300 (17,650)	30,400 (15,200)	26,500 (13,250)
	12		199,000円未満	40,000 (20,000)	33,000 (16,500)	28,000 (14,000)	39,200 (19,600)	32,300 (16,150)	27,400 (13,700)
	13		229,000円未満	43,000 (21,500)	34,500 (17,250)	29,000 (14,500)	42,200 (21,100)	33,800 (16,900)	28,400 (14,200)
	14		301,000円未満	45,700 (22,850)	35,900 (17,950)	29,900 (14,950)	44,900 (22,450)	35,200 (17,600)	29,300 (14,650)
	15		397,000円未満	48,000 (24,000)	37,500 (18,750)	31,200 (15,600)	47,100 (23,550)	36,800 (18,400)	30,600 (15,300)
		397,000円以上	55,700 (27,850)	37,500 (18,750)	31,200 (15,600)	54,700 (27,350)	36,800 (18,400)	30,600 (15,300)	

表面☆1の
軽減対象

※ 1号認定は市町村民税均等割のみの課税世帯を含む

◎ () 内は第2子の金額です。



◎ 2号認定を受けた方で、幼稚園を利用される場合の利用者負担は、1号認定の表を適用します。

◎ 後期分（平成30年9月分～平成31年3月分）の利用者負担は、平成30年度の市町村民税所得割額（住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、地方公共団体への寄附金控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除の適用を受ける前の額）が算定基礎となります。

◎ 年齢は年度初日の前日（3月31日）の満年齢を基準としますが、年度の途中で年齢が変わっても、この表における年齢区分は変わりません。